

福岡市・北九州市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

平成 28 年 12 月 2 日

福岡市・北九州市国家戦略特別区域会議

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

（6）名称：国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業

内容：創業者の人材確保の支援に係る国家公務員退職手当法の特例

（国家戦略特別区域法第 19 条の 2 に規定する国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業）

区域内において、以下に掲げる創業者（設立の日以後 5 年を経過していないもの）が行う事業の実施に必要な人材であって、国家公務員としての経験を有するものの確保を支援する。【直ちに実施】

⑦ Houyou 株式会社（北九州市小倉北区、平成 26 年 12 月 1 日設立）